

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の改定箇所

改定前	改定後
第 2 章 会員情報の取り扱い	第 2 章 会員情報の取り扱い
第 1 3 条 会員情報の収集、保有、利用、預託	第 1 3 条 会員情報の収集、保有、利用、預託
<p>(2) 以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>	<p>(2) 以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p>
	<p><u>⑥カードまたはカード情報等を利用した不正取引（第三者による不正利用のほか、不正な目的でカードまたはカード情報等を利用する一切の取引をいい、以下「不正取引」という。）の防止（以下「不正取引防止」という。）にかかる業務（当該会員情報の主体である会員以外のカード利用者の被害を防止するための対策業務を含む。）。</u></p>
第 1 4 条 共同利用	第 1 4 条 共同利用
	<p><u>3. 会員は、JCB が不正取引防止のために会員情報の共同利用に関する契約を締結した提携会社（以下「不正取引防止に関する情報共同利用会社」という。なお、不正取引防止に関する情報共同利用会社は次のホームページにて確認できます。</u> https://www.jcb.co.jp/r/riyou/<u>) が、不正取引を防止するためのサービス提供を行うことを目的として、第 13 条第 1 項(1)④のうちカードの利用内容を共同利用することに同意します。なお、不正取引防止に関する情報共同利用会社と共同利用する情報には会員の氏名は含まれないため、不正取引防止に関する情報共同利用会社が会員個人を特定することはありません。本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</u></p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（大型法人用）の改定箇所

改定前	改定後
第 15 条 会員情報の開示、訂正、削除	第 15 条 会員情報の開示、訂正、削除
1. 会員等は、当社、JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。	1. 会員等は、当社、JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、 <u>共同利用会社</u> および <u>不正取引防止に関する情報</u> 共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
(2) JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ	(2) JCB、JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、 <u>共同利用会社</u> および <u>不正取引防止に関する情報</u> 共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ
（規約本文末尾）	（規約本文末尾）
	<u>カード発行会社が（株）ジェーシービー以外の場合、会員規約が次のように変更されます。</u>
	<u>1. 第 13 条第 1 項(2)⑥および第 14 条第 3 項は適用となりません。</u>
	<u>2. 第 15 条第 1 項のうち「不正取引防止に関する情報共同利用会社」に関する規定は適用となりません。</u>
2023 年 3 月 31 日現在	2024 年 4 月 1 日現在